

## 第1 趣旨

フリースクール等民間施設は、増加する不登校児童生徒等に対する多様な学びの場（学びの選択肢）の確保のために重要な役割を果たしているが、その運営基盤が脆弱なこと等の課題を抱えている。

本制度により、不登校児童生徒等の学びを保障し、社会的自立を支援していくため、子どもたちの置かれている状況や学びの希望をくみ取り、信州の豊かな環境を活かしながら取り組む、多様性に富んだ学びを提供するフリースクール等民間施設を県が認証して必要な支援を行う。

## 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 「フリースクール等民間施設」（以下「フリースクール」という。）とは、学校外において、不登校児童生徒等に対して学びや社会的な自立支援の提供を行う民間施設をいう。
- (2) 「不登校児童生徒等」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある義務教育段階の児童生徒をいう。
- (3) 「学び」とは、子どもの社会的自立を目指した、一人ひとりに応じた学習活動（教科等学習や体験活動）をいう。

## 第3 認証申請

信州型フリースクールの認証を受けようとする者は、知事に申請して、その審査を受けなければならない。

## 第4 認証申請することのできる者

第3の認証申請をすることのできる者は、法人・個人を問わず、次に定める申請要件を全て満たしていることを要するものとする。

- (1) 支援に関わる全職員が、過去に支援対象者に対する体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為等を行っていないこと。
- (2) 支援に関わる全職員が、申請日以前の5年間に、福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- (3) 代表者又は職員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。
- (4) 宗教的活動若しくは政治的活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (6) 代表者又は職員への著しく高額な人件費の支出や、営利が主たる目的である活動を行っていないこと。

## 第5 認証申請の書類等

第3の認証申請をしようとする者は、別に定める受付期間に、次の各号に掲げる申請書類を知事に提出しなければならない。

- ① 認証申請書（様式1）
- ② 認証申請要件・認証基準「確認書」（様式2）
- ③ 認証申請内容申告書（認証区分の別）（様式3）
- ④ 申請内容の確認に必要な添付書類、その他の知事が必要と認めるもの

2 前項の受付期間は、毎年度定めるものとする。

## 第6 認証の基準及び区分

知事は、申請日時時点で別表1に定める認証基準に全て適合していると認める場合は、信州型フリースクールとして認証し、その結果を申請者へ通知する。

2 知事は、前項の認証に当たっては、フリースクールの開所頻度を含む内容や利用する児童生徒等の実情に応じて、次の表に規定するいずれかの区分により認証するものとする。

認証区分	内容
居場所支援型	学び等の土台となり得る、社会的自立や生活自立に向けた相談支援に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認証した活動をいう。
学び支援型	居場所支援のほか、比較的高い開所頻度により、学びの提供に積極的に取り組んでいるものとして、知事が認証した活動をいう。

3 知事は、第3の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

4 信州型フリースクールの認証を受けた者は、認証基準を満たさないことが判明した場合等には、認証を受けている区分以外の区分について再申請できるものとする。

## 第7 認証懇談会

知事は、信州型フリースクールを認証するに当たり、信州型フリースクール認証懇談会（以下「認証懇談会」という。）を開催して、意見を求めるものとする。

2 認証懇談会は、認証の可否及び認証の区分の検討に当たり、原則現地確認（視察）を行い、知事はその意見を聴取する。

3 認証懇談会の構成員は、学識経験者や教育関係者等のうちから、知事が依頼する。

4 認証懇談会は、認証に関する意見を構成員に求めるために必要とする時期に開催するものとする。

5 第3項から前項までに規定するもののほか、認証懇談会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第8 認証書の交付等

知事は、信州型フリースクールの認証をしたときは、認証を受けた者に「信州型フリースクール認証書」を交付するものとする。

- 2 第6第1項の規定による認証は、認証を受けようとする者が行う支援の活動内容が、信州型フリースクールの趣旨に基づいたものであることを認証するものであり、この認証をもって団体等の設立や活動の許認可等の特別の地位を付与するものではない。
- 3 知事は、信州型フリースクールを認証したときは、認証を受けた者が提出した申請書類に基づく情報を原則として公開するものとする。

#### 第9 認証の有効期間

第6第1項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年間とし、認証書に明記するものとする。

- 2 信州型フリースクールの認証の更新を希望する者は、前項の期間終了の3か月前までに知事に更新の申請をし、その更新の認証を受けなければならない。この場合において、更新を希望する者の申請要件及び更新の手続きについては、第4から第8までの規定を準用する。

#### 第10 認証内容の変更

信州型フリースクールの認証（認証の更新を含む。以下同じ。）を受けた者は、認証を受けた後、第5第1項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項（別表2に定める軽微な変更を除く。）に変更が生じた場合には、所定の変更届（様式4）を知事に提出しなければならない。

#### 第11 認証の返上

信州型フリースクールの認証を受けた者が、当該認証を返上しようとする場合には、所定の認証返上届（様式5）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の認証返上届には、交付を受けた認証書を添付するものとする。

#### 第12 認証取消等

知事は、信州型フリースクールの認証を受けた者が行う支援の活動が申請要件又は認証基準を満たしていないと思われる場合には、認証を受けた者に質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、認証を受けた者における申請要件又は認証基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認証基準を満たすよう助言し、指導するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合、及び第9第2項の規定による更新の申請がなされない場合には、認証を取り消すことができるものとする。
- 4 知事は、信州型フリースクールの認証を受けた者（運営者を含めて支援に関わる全職員）が、支援対象者への体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為等に関する特に重大事案に関与した事実により申請要件を満たさないことが判明した場合は、第7の規定による認証懇談会での意見を聴取した上で、第1項から前項までの規定に基づく手続きを経ることなく、認証を取り消すことができるものとする。また、この場合、取り消しをした日から起算して1年間は再度の認証申請ができないほか、当該期間は第6第1項の別表1（7）

に示す活動実績期間に含めないものとする。

### 第13 県の取組

知事は、信州型フリースクール認証を受けた者が本事業の実施に要する経費について、別に定めるところによる申請に基づき補助するものとする。

- 2 知事は、信州型フリースクール認証制度の公正な運用に努めるとともに、信州型フリースクールの認証を受けた者の名称及び所在地、その活動内容等を積極的に情報提供・発信するものとする。
- 3 知事は、長野県教育委員会事務局と連携のもと、公教育を含めた不登校等児童生徒の様々な分野の支援者による、広域的な連携づくりや相互の理解を深める場を創出する。
- 4 知事は、こどもの権利や発達特性への理解、個性を尊重した学び等、フリースクールの運営力や職員の資質向上に向け、学び合うことのできる研修等の開催やその情報収集、案内を行うものとする。

### 第14 認証を受けた者の取組

信州型フリースクールの認証を受けた者は、制度の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の取組に努めるものとする。

- (1) 信州型フリースクール認証書を施設内の見え易い場所に掲示するとともに、認証を受けた者であることを広報紙やホームページ等に記載するなど、信州型フリースクール認証制度について周知すること。
- (2) 県その他の者が実施する、フリースクールの運営力や職員の資質向上に資する研修等に可能な限り積極的に参加するほか、自ら研修等を企画・実施し又は他の者の企画に協力すること。
- (3) 認証事業に関する活動内容を電子媒体等の記録に残し、個人情報扱いには十分留意しつつ、不登校児童生徒等の支援者との情報共有や学び合いの際にこれを提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。
- (4) 認証事業に関する活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明すること。

### 第15 地域・社会資源の活用

信州型フリースクールの認証を受けた者は、信州の豊かな環境や地域に根差した学びを実践するため、地域・社会資源（自然・歴史・文化・人材）の積極的な活用を図るものとする。

### 第16 制度の効果検証及び改善

知事は、児童生徒等の取り巻く社会情勢の変化や教育・福祉関係の制度変更等を踏まえ、こども・若者モニター等を通じてこどもや若者等の意見を聴きながら、制度施行以降もその効果検証や改善に取り組むものとする。

### 第17 個人情報の取扱い

知事は、認証に際して知り得た個人情報等について、不登校児童生徒等の支援推進の用

途以外には用いないものとする。

#### 第 18 関係機関との情報共有

知事は、第 17 に規定する用途の範囲内において、本要綱により提出された書類における一部の情報を、市町村教育委員会等の公的な関係機関と共有する場合がある。

#### 第 19 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 実施要綱 第6 関連 (認証基準)

信州型フリースクール認証制度 認証基準

No	項目	居場所支援型	学び支援型
(1)	所在地	不登校児童生徒等が通所又は入所により利用可能な県内に所在すること。	
(2)	法人格の有無や活動目的等	法人・個人を問わないが、不登校児童生徒等への支援を主目的としているほか、継続的な運営に著しい支障がない程度の財務状況であり、地域での一定の社会的信用を有していること。	
(3)	利用児童生徒	申請者が定める手続きを経て、義務教育段階の不登校児童生徒等が利用していること。ただし、義務教育段階以外の利用者があることを妨げない。	
(4)	利用児童生徒数	原則として、通所又は入所する県内居住の利用者（運営者の親族ではない者）が複数（2人以上）利用していること。	
(5)	スタッフの資格等	・人命や人格を尊重した相談等を行っていること。 ・利用者の日々の状況に深い理解を有するとともに、不登校への支援について専門的な知識・経験をもっているほか、その支援が対話を重視した伴走的なものであり、熱意を有していること。	上記のほか、学びの支援を充実させるため、スタッフ（ボランティアを含む）の1人以上が、教員免許を取得していること。
		上記のほか、スタッフ（ボランティアを含む）による資格等の保有は問わない。	
		<p>※ より効果的な相談等支援に繋げるため、また、認証審査時の参考とするため、公認心理師や臨床心理士、作業療法士等の資格保有者がスタッフ（ボランティアを含む）として支援に関わっている場合は、認証申請時に報告すること。</p>	
(6)	開所日数	週1日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則4時間以上）を基本に開所していること。	週3日以上、平日の日中時間帯（休憩時間は除き、原則4時間以上）を基本に開所していること。
(7)	活動実績	利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動について、開所の日及び活動を開始した日から1年以上経過しており、明確な活動実績があること。	利用者への学びや、社会的自立等の相談を中心とした支援活動について、開所の日及び活動を開始した日から1年以上経過しており、明確な活動実績があること。
		<p>※ 申請日以前の1年間に、連続して3か月以上の休業期間がないほか、1日当たり原則4時間以上（休憩時間は除く）開所している期間を活動実績に含めること。</p>	
		実績の対象となる運営時に適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度の収支決算（計算）書又は事業報告書等が、県の求めに応じて提出できる状態にあること。	
(8)	在籍校との連携・協力	利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動の状況を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、利用者の在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること。 (共有の際は、必要に応じて「参考様式a」を参照)	利用者への学びや、社会的自立等の相談を中心とした支援活動の状況を定期的に連絡し、情報共有を図るなど、利用者の在籍校と十分な連携・協力関係を構築していること。 (共有の際は、必要に応じて「参考様式a」を参照)
(9)	在籍校での出席扱い	指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等がいることは原則問わない。	指導要録上で出席扱いとなる利用児童生徒等がいることは原則問わないが、希望がある児童生徒又はその保護者がいる場合、そのうち1人以上は出席扱いを受けていること。
(10)	支援方針・計画等の策定	利用者への社会的自立等の相談を中心とした支援活動に際して、利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること。また、その実施状況に応じて適宜評価・見直しを行っていること。 (策定の際は、必要に応じて「参考様式b」を参照)	利用者への学びや、社会的自立等の相談を中心とした支援活動に際して、利用者の個々の状況や特性に沿った伴走方針や支援計画等を策定し、その保護者や在籍校等と共有していること。また、その実施状況に応じて適宜評価・見直しを行っていること。 (策定の際は、必要に応じて「参考様式c(1)(2)」を参照)
(11)	施設等情報の発信・明確化	利用児童生徒や保護者が施設を選択する際に参考となる、相談や学び等の支援内容、開所日・時間、入会金、利用料（月額・年額等）等の情報について、運営者の責任において明確かつ積極的な情報発信がされていること。なお、その発信に際しては、地方公共団体によるホームページ等への継続的な情報掲載により代えることができるものとする。	
(12)	利用児童生徒・保護者への相談等支援	利用児童生徒及びその保護者からの相談に応じるとともに、必要に応じて、保健・医療・福祉・教育等の支援機関につなげる等、適切な対応が図られていること。	
(13)	施設・設備等における利用児童生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への支援等を実施するに当たって支障のない常設の施設（貸貸等でも可）や設備を有しており、保健衛生上、安全上及び管理上の懸念がないこと。</li> <li>・宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、安全面・健康面での配慮が十分なされていること。</li> <li>・災害・防犯に関する訓練を実施するなど、児童生徒等の安全確保に努めること。</li> <li>・利用者の個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、利用者の活動記録を公開する場合に、事前に保護者等の同意を得ることを要する旨規定していること（又は、具体的時期を定めて規定予定であること）。</li> </ul>	

(別表2) 実施要綱 第10 関連 (軽微な変更)

第10 でいう軽微な変更とは、団体等の基本情報に係る以下に掲げる事項以外に関する変更をいう。

ただし、このうち認証基準 (所在地、開所の日数や時間) を満たさなくなる場合は、第11 における認証の返上を行うものとする。

(変更届の提出が必要となる事項)

- ・ 団体等名
- ・ 施設等名
- ・ 施設等所在地
- ・ 代表者職・氏名
- ・ 電話番号、FAX 番号
- ・ Eメール等アドレス
- ・ WEB サイト URL (該当ある場合)
- ・ 基本開所日数
- ・ 基本開所曜日